

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 四国（香川）国民年金 事案 506

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の国民年金保険料納付記録について、夫婦の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、私だけ申立期間が未納とされているのはおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後から 60 歳に至るまで、3 か月を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまで、申立人と同じ 3 か月を除き保険料を全て納付しており、申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、夫婦共に国民年金保険料の納付日が確認できる期間（211 か月）については、3 か月を除き全て同一日に納付されていることから、基本的に申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できるところ、申立期間における申立人の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1123

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月30日から53年3月1日まで

私は、昭和50年3月20日から53年2月末頃までの期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間は50年3月20日から52年6月30日までとされており、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているため、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びB労働局職業安定課の回答により、申立人は、昭和47年7月1日から52年6月30日までの期間は、C市のA社に勤務し、同年7月1日から53年2月22日までの期間は、D市のA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、C市のA社で専務として勤務していた者は、「昭和47年頃、私と社長がC市でA社を設立し、私がC市の本社で、社長がD市のD営業所でそれぞれ勤務していたが、52年7月以降は、本社とD営業所が経理等を別々に管理するようになり、社長は、D市で同一名称のA社を設立した。申立人は、会社を別にするまでは従前と変わりなく継続して勤務していた。」と供述しており、同年6月までは申立人の勤務形態等に変更はなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、昭和 52 年 6 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

また、昭和 52 年 6 月の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和 52 年 6 月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を同年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 6 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの期間について、雇用保険加入記録により、申立人は、当該期間のうち、52 年 7 月 1 日から 53 年 2 月 22 日までの期間において、D 市の A 社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、D 市の A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、D 市の A 社の事業主は既に死亡している上、申立期間当時、同社に勤務していた同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1126

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は60万円、申立期間②は28万円、申立期間③は27万3,000円、申立期間④は65万円、申立期間⑤は35万円、申立期間⑥は68万4,000円、申立期間⑦は48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 24 日  
② 平成 16 年 7 月 26 日  
③ 平成 17 年 7 月 22 日  
④ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 26 日  
⑥ 平成 18 年 12 月 22 日  
⑦ 平成 19 年 7 月 24 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書（写）により、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴

収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書（写）における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 60 万円、申立期間②は 28 万円、申立期間③は 27 万 3,000 円、申立期間④は 65 万円、申立期間⑤は 35 万円、申立期間⑥は 68 万 4,000 円、申立期間⑦は 48 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（徳島）厚生年金 事案 1128

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月16日から同年9月16日まで

A社には昭和39年4月1日に入社し、56年7月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社D本社に転勤になった時期である申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る社員台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年8月16日に同社C支店から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（徳島）厚生年金 事案1129

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社（社員養成所）へ昭和35年4月2日に入社後、退社する平成15年2月末まで継続して勤務していた。

申立期間はA社社員養成所から同社B支店に異動した時期であり、厚生年金保険料の支払に欠落はなかったと認識している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社（社員養成所）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立事業所は、「当時の関連資料が残っていないため正確なところは確認できないが、当社は、基本的に1日付けの人事異動を行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、A社社員養成所から同社B支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当であ



る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（徳島）厚生年金 事案1130

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和35年4月2日から退職する平成17年12月31日まで、A社及び関連会社に継続して勤務していた。

申立期間はA社社員養成所から同社B支店に異動した時期であり、厚生年金保険に1か月の空白期間があることについて納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社（社員養成所）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立事業所は、「当時の関連資料が残っていないため正確なところは確認できないが、当社は、基本的に1日付けの人事異動を行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、A社社員養成所から同社B支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1122

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 30 日から 53 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 8 月頃から 53 年 2 月末頃までの期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録により、申立人は、昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 2 月 23 日までの期間において、B市のA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B市のA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B市のA社の事業主は既に死亡している上、申立期間当時、同社に勤務していた同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1124

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 33 年 12 月まで

私は、昭和 32 年 10 月から 33 年 12 月までの期間において、A社B製作所（現在は、A社）に季節工として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所の寮で申立人と一緒だったとする同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間頃に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、臨時工及び季節工の健康保険及び厚生年金保険への加入について、「昭和 35 年 4 月 22 日付けの社内文書（取締役会議事録）において、『雇用期間が満 2 か月を超える者を翌月 1 日付けで従来の日雇健康保険を脱退し、健康保険及び厚生年金保険に加入する。』とあるため、同年 4 月 30 日までは、臨時工及び季節工として勤務していた者については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。」と回答している。

また、C健康保険組合は、「臨時工又は季節工としての雇用者は、昭和 35 年 4 月 30 日までは、当健康保険組合には加入しておらず、同年 5 月 1 日以降、勤続が 2 か月を超えた時点で当健康保険組合員資格を取得している。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社B製作所で厚生年金保険加入記録が確認できる複数の同僚及び昭和 35 年 5 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、正社員だけが厚生年金保険に加入しており、臨時工及び季節工

は、同保険に加入できなかった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1125（高知厚生年金事案 284、369 及び 376 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月頃から 35 年 5 月頃まで  
② 昭和 41 年 1 月頃から 42 年 1 月頃まで

申立期間①及び②に係る申立てについて、いずれも年金記録の訂正は認められなかったが、新たな情報及び新たな証人が見付かったため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が記憶しているA社における厚生年金保険料の控除方法が、事業主の妻及び同僚が供述している控除方法と相違していること、ii) 同僚から、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかったこと、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る記載が欠落した形跡が見当たらないこと、iv) 保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、A社に勤務し、給与が支払われていたことを証明する資料として、同社の給与から授業料を支払って通っていたとするBタイプスト学校の卒業証書を、同社入社時に申立人の厚生年金保険被保険者証が交付されたことを証明する資料として、申立人が協同組合Cに採用された際の社会保険事務担当者であり、A社入社時に交付された厚生年金保険被保険者証を渡したとする同僚から送られた年賀状を提出し、再度、申立てを行ったが、当該卒業証書からは、申立人の給与からの保険料控除をうかがうこ

とができないこと、及び申立人に年賀状を送った同僚は、申立期間①当時は社会保険事務担当者ではなく、申立人から厚生年金保険被保険者証を受け取っていないと供述していることなどから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に年金記録確認高知地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i) A社の現在の事業主が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者一人分の空欄があることを知り、当該空欄には申立人の記録が記載されるべきであり、そのことを証明する旨を担当者（氏名及び所属は不明）に申し出たところ、担当者は申出を断り、別の人物の情報を空欄に書き込んだということを当該事業主から聞いたので、当該担当者を確認してほしいこと、ii) 上記の申出を受けた担当者が、当該被保険者名簿の空欄に書きこんだ人物とは、申立人自身と同姓で、生年月日が近い小学校の同級生のことであること、iii) 協同組合Cに採用された際に、A社入社時に交付された厚生年金保険被保険者証を渡した同組合の本当の社会保険事務担当者が判明したため、当該事務担当者を確認してほしいと主張し、申し立てている。

しかしながら、前述の事業主は、「申立人が当社において厚生年金保険被保険者だったことを証明すると、私が誰かに申し出た事実は無い。」と供述しており、当該担当者も特定することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者は見当たらない。

また、申立人が協同組合Cの本当の社会保険事務担当者として名前を挙げた者は、「私は、申立人が入社した頃に社会保険事務を担当していなかったし、申立人の厚生年金保険被保険者証を預かったことも無い。」と供述している。

申立期間②に係る申立てについては、申立人が所有している「生命保険契約申込書手控」に記載された契約日から、申立人が、申立期間②のうち、昭和 41 年 2 月 24 日から同年 3 月 31 日までの期間において、D社に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人が、同社と一緒に入社し、自身よりも長く勤務した同僚として名前を挙げた者は、「私は、3、4か月の研修期間終了後、職員に登用される前に退社したので、同社では厚生年金保険に加入していない。」と供述している上、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、ii) D社は、「外務員は、職員に登用した後に厚生年金保険に加入させていた。職員に登用された外務員については、現在も在籍記録が残っているが、申立人の在籍記録は無く、職員に登用される前に退社したものと思われる。」と回答していること、iii) 申立人は、「提出した 6 件の『生命保険契約申込書手控』以外に保険契約を締結した記



憶は無い。」としており、職員に登用される前に退社したものと考えられること、iv) 申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、協同組合 C に採用された際に事務担当者に渡した厚生年金保険被保険者証は、D 社でも使用したものであり、申立期間①に係る申立てと同様に、本当の社会保険事務担当者の名前が判明したため、当該事務担当者に確認してほしいと主張し、再度申し立てている。

しかしながら、前述のとおり、協同組合 C の本当の事務担当者として申立人が名前を挙げた者は、申立人の同組合勤務当時は社会保険事務担当者ではなく、申立人の厚生年金保険被保険者証を預かったことも無いとしている。

このほか、年金記録確認高知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 四国（徳島）厚生年金 事案 1127

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年9月まで

私は、申立期間について、A県立B学校（現在は、A県立C高等学校）4年生の時に学徒動員としてD事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、知人は、学徒動員として勤務していた期間について、厚生年金保険を受給していたと聞いている。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員としてD事業所に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶している同級生の学徒勤労働員に係る具体的な供述、A県立C高等学校から提出されたE百年史及び同五十年史における学徒勤労働員に関する記載内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、F社G事業所に勤労働員学徒として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社G事業所は、「在籍記録が残存しない為、不明。」と回答しており、申立期間当時の関係資料等は得られない。

また、申立人から提出された同窓會名簿に記載されている同級生のうち、連絡先が判明した者に照会を行い5人から回答が得られたところ、事業主による厚生年金保険料の控除の有無について証言は得られない上、上記同窓會名簿において勤労働員学徒として申立人が一緒に勤務したとする同級生等（77人）の中にF社G事業所における厚生年金保険被保険者記録がある者は確認できない。

さらに、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅

令第 1250 号) 第 10 条第 3 号及び昭和 19 年厚生省告示第 50 号 (通年勤労働員学徒指定) により、厚生年金保険の被保険者たる者として指定されており、厚生年金保険の被保険者から除外されている。

加えて、学徒勤労令 (昭和 19 年 8 月 23 日勅令第 518 号) 及び学徒勤労令施行規則 (昭和 19 年 8 月 23 日文部、厚生、軍需省令) においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

また、申立人は、学徒勤労働員による勤務期間も厚生年金保険被保険者として認められ厚生年金保険を受給していた知人がいると主張しているが、当該知人の勤務先は申立人と異なっている上、当該知人は申立人と異なる学校に就学し、卒業後に厚生年金保険に加入していた可能性がうかがえるところ、当該知人は既に死亡していることから、当該事情を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。